

練馬区都市計画マスタープラン
実施状況調査業務委託に係るプロポーザル
募集要領

令和6年1月

練馬区 都市整備部 都市計画課

1 目的

本要領は、「練馬区都市計画マスタープラン実施状況調査業務委託」について最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 本業務の背景・位置付け

現行の練馬区都市計画マスタープランは、平成13年3月に策定したのち、平成27年12月に改定（中間見直し）したものであり、目標年次を平成30年代中頃（2020年代）としている。

区はこの間、鉄道や都市計画道路など遅れている交通インフラの整備を着実に進め、これに合わせた周辺のまちづくりに取り組んできた。一方で、少子高齢化・人口減少社会が到来し、リモートワークの一般化による生活・行動様式の変化やデジタル技術の進展に伴うまちづくりのDX化が進むなど、社会情勢が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、区は、改めて今後のまちの将来像を考え、区のまちづくりの方向性を定める時期を迎えていると認識している。

については、都市計画マスタープランの改定を見据えて、令和6年度より、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95条）第5条に基づく現行都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書の作成に着手することとした。

なお、報告書は令和7年度までに作成・公表する予定である（都市計画マスタープランの改定に係るスケジュールについては未定）。

3 業務概要

（1）件名

練馬区都市計画マスタープラン実施状況調査業務委託

（2）履行期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで

※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、次年度は随意契約を行うことがある。

（3）履行場所

練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所

（4）業務内容

基本仕様書（案）（別紙1）による。

なお、正式な仕様書については、プロポーザルにより選定した事業者（受託候補者）の企画提案内容を踏まえ、区と事業者との協議を経て作成する。

（5）概算経費

¥7,463,000-（税込み）（令和6年度委託費）

※現時点では、令和6年度予算が成立していない。予算成立後、上記の金額を上限として業務委託を行う予定。

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

(6) プロポーザルの日程 (予定)

	事項	日程 (予定)
1	募集要領等の公表	令和6年1月22日 (月)
2	質問受付期間	令和6年1月22日 (月) から 令和6年2月26日 (月) 午後5時まで
3	質問に対する回答 (HPに掲載)	令和6年3月4日 (月)
4	参加申込・企画提案書等提出書類の受付期間	令和6年1月22日 (月) から 令和6年3月13日 (水) 午後5時まで
5	参加辞退受付期限	令和6年3月13日 (水) 午後5時まで
6	一次審査 結果通知発送	令和6年3月28日 (木)
7	二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年4月10日 (水)
8	二次審査 結果通知発送	令和6年4月18日 (木)
9	委託契約締結	令和6年5月下旬

※本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

4 参加資格・欠格条項

(1) 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

ア プロポーザル参加申込書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

イ 他自治体で都市計画マスタープランの策定もしくは改定業務またはこれに類似する業務実績があること。

(2) 欠格条項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は参加できない。

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項 (同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。) の規定に該当する者。

イ 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」 (昭和61年4月1日練総経発第394号) による指名停止期間中である者。

ウ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」 (平成22年8月2日22練総経第335号) による入札参加除外措置期間中である者。

エ 経営不振の状態 (会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が

不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

5 質問・回答

(1) 質問期間

令和6年1月22日(月)から2月26日(月)午後5時まで

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 質問方法

質問票(様式6)に内容を簡潔に記入し、電子メールにより提出すること。

※メール件名は「実施状況調査業務プロポーザル質問」とすること。

※電話での問合せには応じない。

(3) 提出先

練馬区 都市整備部 都市計画課 都市計画担当係 担当：丸山・樋口

電子メール toshikeikaku09@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法

令和6年3月4日(月)から、質問者名を伏せたうえで、質問と回答を練馬区公式ホームページにて公開する。

6 企画提案の内容

以下のすべての項目について、考えを示すこと。

(1) 現況調査の方法

現行の練馬区都市計画マスタープランに記載された施策・事業および取組の進捗状況と今後の課題について、解析することとしている。どのような指標を用いて解析すべきか、その理由と合わせて提案すること。

(2) 庁内調査の方法

(1)と同様に進捗状況と今後の課題について、各事業の担当所管部署に確認することとしている。どのように行えば、効率的・効果的に実施できるか、提案すること。

(3) 区民参加の方法

実施状況報告書を作成するにあたっては、区民の多様な評価・意見を把握して作成することとしている。有効かつ適切な方法を提案すること。

(4) 業務工程

(1)から(3)の業務をどのような工程(スケジュール)で実施すべきか、提案すること。

(5) 実施状況報告書の作成

区民に伝わる、わかりやすい実施状況報告書とするための工夫を提案すること。

(6) 実施状況報告書の活用

今後、都市計画マスタープランを改定する場合、当報告書をどのように活用し、見直しに繋げるべきか、提案すること。

7 企画提案にあたっての参考資料・関連情報

必要に応じて、以下の区ホームページを参照すること（資料貸出は行わない。）。

(1) 練馬区都市計画マスタープラン改定の経緯（実施状況報告書を含む）

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/masterplan/kuminikennocyoukyu.html>

(2) 都市計画マスタープラン（平成 27 年 12 月改定）本編・概要版

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/masterplan/masterplan.html>

(3) まちづくりカルテ ～区民意見交換会等で寄せられた意見および提案のまとめ～

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/masterplan/machidukurikarte.html>

(4) グランドデザイン構想（平成 30 年 6 月）

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keikaku/grand_design/grand-design-release.html

(5) 「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン」の素案

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keikaku/vision3/vision3rd_soan.html

(6) 区のまちづくり全般（区ホームページ「区政情報＞まちづくり・都市計画」）

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/index.html>

8 参加申込・企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和 6 年 1 月 22 日（月）から 3 月 13 日（水）まで（土・日、祝日を除く）
いずれも午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）

(2) 提出書類

	提出書類	様式番号	提出部数	備考
事業提案に関する書類	参加申込書	様式 1	1 部	
	企画提案書	任意様式	7 部	A 4 判縦 6 頁以内（A 3 判横も混合使用可。ただし、A 3 判 1 枚＝A 4 判 2 頁換算）。各片面印刷。
	会社実績調書	様式 2	7 部	
	業務実施体制	様式 3	7 部	
	予定技術者の経歴等	様式 4	7 部	
	配置予定技術者の資格が確認できる書類	—	1 部	

	雇用関係が確認できる書類 (健康保険被保険証または 住民税特別徴収税通知の写 しなど)	—	1部	
	業務工程予定表	様式5	7部	
	見積書	任意様式	7部	令和6年度分

	提出書類	様式番号	提出部数	備考
法人の資格に関する書類	会社組織図	任意様式	7部	A4判1頁程度
	会社概要	任意様式	7部	A4判1頁程度 既存パンフレット可
	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し ※裏面印鑑証明部分含む	—	1部	
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類	—	1部	該当する者のみ提出
	区民雇用の促進や区内事業者を活用していることが確認できる書類	—	1部	該当する者のみ提出

(3) 提出方法

事前に電話連絡した上で、提出先へ直接持参すること。(郵送不可)

(4) 提出先

練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎16階(7番窓口)
練馬区 都市整備部 都市計画課 都市計画担当係 担当：丸山・樋口

(5) 注意事項

- ア 提出物は同時に提出すること。
- イ 受付期間後の企画提案書等提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- ウ 業務実施体制に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。
- エ 参加申込後、参加を辞退する場合は参加辞退届(様式7)を令和6年3月13日(水)午後5時までに、提出場所へ直接持参すること。(郵送不可)

9 評価項目

評価項目(別紙2)に基づき、選定委員会による一次審査(提出書類)および二次審査(提出書類、プレゼンテーション、ヒアリング)を以下の通り実施する。

(1) 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。

審査結果は書面により通知する（令和6年3月28日（木）発送予定）。

(2) 二次審査

一次審査を通過した者については、令和6年4月10日（水）（予定）に、企画提案書等の内容について、プレゼンテーションおよびヒアリングを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中で、評価が最も高い者を受託候補者とする。

ア 選考時間

1者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。

イ 説明者（会場に入れる者）

本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。

ウ 説明内容・説明方法

○提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

○パワーポイント等を活用してプレゼンテーションを行うことを可とする。その際、スクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルは区で用意するが、その他必要な機器（パソコン）等は提案事業者が用意すること。

○必要に応じて新たな資料配布も可とするが、提出した企画提案書等の内容から逸脱しないものであること。

エ 審査結果

書面により通知する（令和6年4月18日（木）発送予定）。

10 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容および契約金額を決定する。

ただし、受託候補者が本件の契約を辞退した場合、および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、区は当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者とすることができる。

11 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙3）に基づき取り扱うものとする。

12 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、ならびに企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された企画提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された企画提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとすることがある。
- (6) 企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (7) 個人情報の保護・管理および情報セキュリティ水準の確保については、「情報の保護および管理に関する特記事項」(別紙4)による。
- (8) 本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 問合せ先・担当

練馬区 都市整備部 都市計画課 都市計画担当係 丸山・樋口

練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号 練馬区役所本庁舎 16 階 (7 番窓口)

電話 03-5984-1534 (ダイヤルイン)

電子メール toshikeikaku09@city.nerima.tokyo.jp